

災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定

山 形 県

一般社団法人日本カーシェアリング協会



## 災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）時における被災者、被災地で活動するボランティア団体及び災害ボランティアセンター（以下「被災者等」という。）の移動手段の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における県内の被災者等の円滑な移動手段の確保に関し、甲及び乙の役割分担の明確化を図り、被災者等に対する支援体制を構築することを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、被災者等の移動手段の確保の必要が生じたと認められる場合又は被災した市町村から要請があった場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

### （役割等）

- 第3条 乙は、前条の規定により、甲の要請を受けたときは、甲及び要請した市町村と連携の上、県内の被災者等に対する自動車の無償貸与事業を可能な範囲で実施するものとする。
- 2 甲は、市町村と連携して、前項の無償貸与事業の実施場所の確保に努めるものとする。
  - 3 甲及び乙は、市町村等と円滑に連携し、被災者等に対する自動車の無償貸与事業について、あらかじめ周知するなど、効果的な広報に努めるものとする。
  - 4 甲及び乙は、平時から災害発生時の支援体制を構築するものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の個人情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、第三者に開示及び漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了の日の1か月前までに甲乙のいずれからも解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

### （協定内容の変更）

第6条 甲及び乙のいずれかがこの協定の内容について、変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

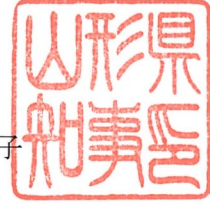
### （協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月12日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県  
山形県知事 吉村美栄子



乙 宮城県石巻市駅前北通り一丁目5番23号  
一般社団法人日本カーシェアリング協会  
代表理事 吉澤 武彦

